▲自動車部品保険（パーツケア）をご契約いただく皆さまへ　ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。

「自動車部品保険（パーツケア）」重要事項説明書（「契約の概要」「注意喚起情報」のご説明）

Ⅰ.「契約の概要」

契約の概要は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。

1 保険商品の仕組み

「パーツケア」は、被保険自動車の部品（注）の故障による修理費用を補償する保険です。
（注）「Ⅰ．５　引受条件（保険金額、被保険自動車等の範囲）（４）被保険自動車の部品の範囲について」をご覧ください。

2 補償の内容

（１）保険金をお支払いする場合
被保険自動車メーカー（以下「メーカー」といいます。）の取扱説明書に従った正常な使用状態で、被保険自動車を構成する部品（注）の故障により、当社指定の工場で修理が行われた場合に、被保険者が負担された修理費用に対して保険金をお支払いします。
（注）「Ⅰ．５　引受条件（保険金額、被保険自動車等の範囲）（４）被保険自動車の部品の範囲について」をご覧ください。

（２）保険金をお支払いできない主な場合
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- 無免許運転、麻薬などの影響で正常な運転ができないおそれのある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転によって生じた損害
- 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮、煤煙、飛石、薬品その他の偶然な事故による損害
- 自家用途以外の目的で使用しているときに生じた損害
- 定期点検、法定点検（注）整備またはメーカーが指定する点検整備を実施していないことを直接の原因とする損害
- 法令またはメーカーが認めていない改造、架装等を直接の原因とする損害
- メーカーの取扱説明書に記載されている取扱方法とは異なる使用および保管等を直接の原因とする損害
- 故障の再現性が認められない場合
- 保険期間の始まる前に故障原因が発生している場合
- 法定点検（注）整備などの費用または定期交換部品にかかる費用およびそれに伴う予防的整備費用
- 被保険自動車が使用できないことから生じる代替交通手段費用（レンタカー等の代車費用）
- 消耗部品の交換・補充費用

（注）当会社が認める法定点検と同水準以上の点検を含みます。
※上記以外の保険金をお支払いできない場合については、「約款」をご確認ください。

3 主な特約とその概要

この保険にセットできる主な特約は次のとおりです。

特約名	特約の概要
補償部品限定特約	保険の対象の範囲をタイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢ、タイプⅣまたはタイプⅤのいずれかから選択する特約です。
補償部品追加特約（福祉車両用）	保険の対象の範囲に国内メーカーが作成する福祉車両に装着された福祉車両装置を追加する特約です。

※詳しくは、「約款」をご確認ください。

4 保険期間および保険契約の継続、保険責任の開始時期

保険期間は１年または２年です。保険責任は、保険始期日の午後４時に始まり、満期日の午後４時に終わります。
保険契約の継続については、当社より保険契約の満了する日の２か月前の日までに継続契約のご案内を送付します。保険契約の満了する日の１か月前の日までに当社または保険契約者から別段の意思表示がない場合、満了する保険契約と同一の契約内容で継続されます。

5 引受条件（保険金額、被保険自動車等の範囲）

（１）保険金額について
保険金額は、200万円です。申込書等の保険金額欄でご確認ください。

（２）被保険自動車の範囲について
被保険自動車は、つぎの事項をすべて満たした自動車とします。
①当社が認める工場（注）で法定６か月点検、法定１２か月点検および法定２４か月点検を実施（注）。または、当会社が認める法定６か月点検、法定１２か月点検および法定２４か月点検と同水準以上の点検を実施。
（注）認証工場（道路運送車両法第７８条第１項）、指定工場（道路運送車両法第９４条の２第１項）をいいます。
②初度登録から１２年以内
③既走行距離が１２万km以下
④用途車種がつぎのいずれかに該当する自動車
・国産自家用普通乗用車　・国産自家用小型乗用車　・国産自家用軽四輪乗用車
・国産自家用普通貨物車　・国産自家用小型貨物車　・国産自家用軽四輪貨物車
※上記①～④を満たした自動車でも、一部お引き受けできない自動車があります。
詳しくは、当社フリーダイヤル０１２０－３００－４２７（「ご契約内容等に関するお問い合わせ」）までお問い合わせください。

（３）被保険者の範囲について
被保険者は、被保険自動車の所有者（注）とします。
（注）被保険自動車の所有者は、所有権を有する方（車検証等の所有者欄をご確認ください。）の他に、ローン購入などで所有権をまだ取得されていない場合は、被保険自動車を購入された方をいいます。

（４）被保険自動車の部品の範囲について

設備名称	特約の概要
エンジン機構	シリンダーヘッド、シリンダーブロック、カムシャフト、バルブ機構、プッシュロッド、ロッカーアーム、ピストン、コンロッド、クランクシャフト、フライホイール、タイミングチェーン、オートテンショナー、オイルパン、エアフロメーター、スロットルボディ、ISCV・RACY・ACCバルブ、ウォーターポンプ、アイドルアジャストスクリュー、インレットマニホールド、オイルタペット、オイルポンプ、オイルダンパー、ECU、ノックセンサー、O2センサー、スピードセンサー、スロットルポジションセンサー、クランク角センサー、グロープラグ、ERG（排気ガス循環装置）、ブローバイガス還元装置、ほか
過給機	インタークーラー、スーパーチャージャー、ターボチャージャー、タービン
排気装置	エキゾーストパイプ、触媒コンバーター、遮熱板、センターマフラー、メイン（リア）マフラー、排気温センサー
動力伝達機構	A/Tトランスミッション、トルクコンバーター、A/Tクーラーホース、A/Tセレクトレバー、ソレノイドバルブ、CVT、電磁クラッチ、バックランプスイッチ、ディファレンシャルギア、LSD（リミテッドスリップデフ）、ミッションコントロールコンピューター、マニュアルトランスミッション、クラッチマスターシリンダー、クラッチカバー、レリーズベアリング、レリーズフォーク、プッシュロッド、レリーズケーブル、シンクロメッシュ、クラッチパイプ（ホース）、クラッチディスク、トランスファー、クラッチスタートシステム、ほか
冷却装置	電動ファン、ラジエーター本体、ファンプーリー、水温センサー、サーモスタット、ほか
燃料装置	フューエルポンプ、フューエルインジェクター、フューエルプレッシャーレギュレーター、噴射ポンプ、噴射ノズル、フューエルインジェクションコンピューター、キャニスター、キャブレター、フロート、ほか
点火装置	イグニッションスイッチ、イグニッションコイル、ハイテンションコード（プラグコード）、ディストリビューター、ほか
始動装置	スターターモーター、ほか
潤滑装置	オイルストレーナー、オイルプレッシャースイッチ、ほか
ステアリング機構	ステアリングホイール、パワーステアリングコントロールコンピューター、メインシャフト、コラムチューブ、ステアリングホイールパッド、ステアリングコラムハウジング、ステアリングシャフト、タイロッド、テレスコピック、ほか
ブレーキ機構	マスターシリンダー、ディスクブレーキキャリパー、ブレーキブースター、ブレーキドラム、ブレーキホース、パーキングブレーキ、ABS、ストップランプスイッチ、ディスクローター、ほか
パワーウィンドウ	レギュレーター、モーター、パワーウィンドウアンプ、ほか
ドアロック（トランク除く）	ドアロックアクチュエーター、モーター、スイッチ、スピードセンサー、リモコンキー・スマートキー（電池除く）、配線、ほか
前後アクスル機構（足回り）	サスペンションアーム、ストラット、ショックアブソーバー、スタビライザー、ステアリングナックル、アクスルシャフト、ボールジョイント、アクスルハブ、アクスルハウジング、等速ジョイント、ラテラルリンク、ハブベアリング、ユニバーサルジョイント、トランスアクスル、プロペラシャフト、ドライブシャフト、サスペンション、サスペンションコントロールコンピューター、ほか
充電装置	オルタネーター（ジェネレーター）、ICレギュレーター、ほか
エアコン装置	ヒーターユニット、ヒーターコア、ヒーターウォーターバルブ、ブロアモーター、ブロアモーターレジスター、エアコンユニット、コンプレッサー、コンプレッサーマグネットクラッチ、コンデンサー、レシーバータンク、エキスパンションバルブ、電動ファン、クーラーガス、ほか
電動ミラー	ミラー角度調整機構、電動格納モーター、電動格納スイッチ、ほか
電動ドア（トランク除く）	モーター、スイッチ、配線、センサー、オートクロージャー、ほか
乗員保護機構	エアバッグコントロールユニット、エアバッグセンサー、エアバッグモジュール、スパイラルケーブル、Gセンサー、シートベルト、ほか
装備品	サンルーフモーター、サンルーフスイッチ、パワーシートモーター、パワーシートコントロールユニット、パワーシートスイッチ、イモビライザー、横滑り防止機構、ワイパーモーター、ワイパースイッチ、ワイパーアンプ、ウィンカースイッチ、HID、純正オーディオ、純正ナビゲーション、ほか

6 保険料とお支払い方法

（１）保険料の決定の仕組み
保険料は、被保険自動車の排気量、年式および既走行距離から決定されます。

要素	区分
排気量	660cc以下　／　661cc超 2,000cc以下　／2,001cc超 3,000cc以下　／　3,001cc超
年式	4年以内　／　4年超 6年以内　／　6年超 10年以内　／　10年超 12年以内
既走行距離	50,000km以下　／　50,001km超 70,000km以下　／　70,001km超 100,000km以下　／　100,001km超 120,000km以下

（注）申込時の年式および既走行距離は、「申込時年月―初度登録年月」、「申込時既走行距離」となります。継続契約の場合は、申込時を継続時と読み替えます。

（２）保険料の払込方法
保険料の払込方法は、月払、年払および一括払のいずれかになります。保険料の支払方法は、口座振替、クレジットカード払のいずれかになります。

7 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合には、ご契約を解除することがあります。

II.「注意喚起情報」のご説明

お客様にとって不利益となることがある場合など、特にご注意いただきたい情報を説明したものです。
ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「約款」をご参照ください。

1 クーリングオフ

ご契約をお申込みいただいた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて８日以内であれば、クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回または解除）ができます。ただし、継続契約は、クーリングオフの対象にはなりません。

（１）お手続き方法

クーリングオフの手続は、上記期間内（８日以内の消印有効）に当社宛に必ず郵送してください。

【宛て先】 〒160-0023 東京都新宿区西新宿６－６－３ 新宿国際ビルディング新館４F
【記載必要事項】 ①ご契約をクーリングオフする旨の内容 ②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名、押印、電話番号
③ご契約を申し込まれた年月日 ④ご契約を申し込まれた保険の内容（証券番号、取扱代理店名）

（２）お支払いになった保険料の取扱い

クーリングオフされた場合、既にお支払いいただいた保険料はお返しします。また、当社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

2 告知義務（契約締結時におけるご注意事項）

保険契約者には、当社が告知を求めた告知事項に対して事実を正確に申告する必要（告知義務）があります。申告内容が事実と異なる場合、当社よりご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】
①車名、②型式、③車台番号、④登録番号（ナンバープレート）、⑤初度登録年月、⑥用途・車種、⑦使用目的、⑧車検満了日、⑨法定点検日、⑩既走行距離、⑪排気量、⑫他の保険契約の有無

3 通知義務など（契約締結後におけるご注意事項）

（１）通知義務

ご契約後、通知事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当社にご通知いただく必要（通知義務）があります。ご連絡がない場合、当社よりご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご注意ください。

ご連絡が必要となる主な通知事項 ①用途・車種または登録番号（ナンバープレート）が変更となったとき、②使用目的が変更となったとき

（２）契約内容の変更などが必要な場合

ご契約後、つぎの事実が発生する場合、契約内容の変更などが必要となりますので、あらかじめ当社までお電話などでご連絡ください。

ご連絡が必要となる主な変更内容 ①ご契約者が住所を変更されたとき、②ご契約の被保険自動車を譲渡されるとき

4 保険責任開始期

Ⅰ.「契約の概要」 4 保険期間および保険契約の継続、保険責任の開始時期 をご覧ください。

5 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

Ⅰ.「契約の概要」 2 補償の内容 （２）保険金をお支払いできない主な場合 をご覧ください。

6 部品の故障が発生した場合の手続き

（１）部品の故障が発生した場合の対応等について

①被保険自動車の部品の故障が発生した場合には、故障発生の日時、場所および故障の概要を直ちに当社受付センター（フリーダイヤル）にご連絡いただき、当社が指定する工場に入庫させてください。
②被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当社にご相談ください。
③正当な理由なく上記の対応をしていただけない場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

（２）保険金請求に必要な書類について

保険金請求にあたっては、つぎの書類を当社にご提出ください。
①当社所定の保険金請求書
②損害見積書（修理費用見積書）
③損害の程度等に応じて、上記以外の書類を提出いただく場合があります。

（３）保険金お支払いまでの期間について

保険金のご請求手続きが完了したその日を含めて 30日以内に、当社は、保険金のお支払いに必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
ただし、保険金のお支払いに必要な事項の確認に以下の特別な照会・調査が必要な場合には、以下に記載する照会・調査に応じた所定の日数以内に保険金をお支払いします。
①警察、検察、消防等の公の機関への照会が必要な場合・・・・・・ 180日
②専門機関の鑑定等の結果の照会が必要な場合・・・・・・・・・・90日
③災害救助法が適用された地域での調査が必要な場合・・・・・・・60日

7 保険契約の失効

保険契約締結後、以下に記載する事実が発生した時に保険契約は失効し、以後に生じた故障による損害に対して当社は保険金をお支払いしません。以後の期間に対する保険料をお返しする場合がありますので、当社までお申し出ください。
①被保険自動車が廃車となった場合
②被保険自動車が譲渡された場合

8 保険契約の継続に関する特約

①この特約は、保険契約の満了する日の１か月前の日までに、保険契約者または当社から別段の意思表示がない場合、満了する時の内容と同一の契約内容で保険契約を継続させていただくものです。
②この特約により、保険契約を継続される場合にもⅡ.「注意喚起情報のご説明」 2 告知義務（契約締結時におけるご注意事項） に記載された事項等についての告知が必要となります。

9 重大事由による解除

つぎの事由が生じた場合、当社は書面による通知をもって保険契約を解除することがあります。保険契約を解除した場合、その事由が生じた時から解除するまでに発生した故障による損害に対しては保険金をお支払いできません。
①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
②被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
③保険契約者または保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
④①～③のほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

10 特に法令等で注意喚起することとされている事項

（１）保険会社破綻時等の取扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、当社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

（２）保険期間中の保険料の増額または保険金の削減等

保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しいまたは突出した影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等行った上で、保険料の増額または保険金の削減もしくは減額を行うことがあります。

（３）継続契約の取扱い

①保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行った上で、継続契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。
②保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金のお支払いが増加し、保険契約が不採算となり、保険契約の継続が困難であると認められる場合は、主務官庁への届出等を行った上で、継続契約を引き受けないことがあります。

（４）少額短期保険業者が引き受ける保険契約の限度等

①保険期間は、損害保険の場合、2年以内となりますが、この保険契約の場合、1年間または２年間となります。また、保険金額は、損害保険の場合、1,000万円以下となりますが、この保険契約の場合、保険契約申込書に記載の保険金額となります。
②同一の被保険者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則 1,000万円が上限となり、また、同一の保険契約者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則 10億円が上限となります。

11 個人情報の取扱いに関する重要事項

当社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲内に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
②契約締結、契約内容変更、保険金支払等の判断をする上での参考とするために、個人情報を他の保険会社、他の少額短期保険業者、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用すること
③当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
④再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

12 支払時情報交換制度

当社は、（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、（社）日本少額短期保険協会ホームページ（http://www.shougakutanki.jp/）をご参照ください。

【一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」（指定紛争機関）】

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

 0120-821-144（フリーダイヤル） 受付時間：月～金 9:00 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00
（土日祝日および年末年始休業期間を除く）

【お車が故障されたら故障受付センターへ】

 0120-400-531（フリーダイヤル）
受付時間：24時間・365日

【ご契約内容等に関するお問い合わせ】

0120-300-427（フリーダイヤル）
受付時間：月～金 9:30 ～ 17:30（土日祝日を除く）

［関東財務局長（少額短期保険）第65号］
トライアングル少額短期保険株式会社

6109-1(201508 新)